

マンション管理士試験に合格された皆様へ

一般社団法人東京都マンション管理士会  
理事長 親泊 哲

難関のマンション管理士試験に合格された皆様、おめでとうございます。  
合格までのご努力に対し、心より敬意を表します。

私共、一般社団法人東京都マンション管理士会は、マンション管理士会の全国組織である一般社団法人日本マンション管理士会連合会（以下「日管連」と記します。）が推進するマンション管理士会（会員会）の組織再編に応じ、東京都を本拠とするマンション管理士が加入する新たな団体として、2015年1月に設立されたマンション管理士の団体です。

会員のマンション管理士の人数は340名以上で、日管連の会員会中、最多の構成員を擁します。

会の事業の柱は、「マンション管理士制度の社会への定着」と「マンション管理士の業務活動に対する支援」です。

「マンション管理士制度の社会への定着」とは、制度の周知・普及に関する事業になり、その大半は東京都及び都内の区市のマンション施策の推進協力者となること（自治体等との連携）を通じて行われます。

東京都では、平成31年3月に都内のマンションの管理不全を予防し、適正な管理を促進するため、「東京におけるマンションの適正な管理の促進に関する条例」が制定・公布され、この条例の第15条から第18条までの規定に基づく「管理状況届出制度」の運用が令和2年4月から開始されました。

これに伴い、昨年来、管理状況届出制度に基づく各種調査の業務が多くの区市から当士会に対して委託され、多くの会員が調査の実務を担当しているほか、この条例に基づいて令和元年9月に開設された「東京都分譲マンション総合相談窓口」には、平日に複数名の会員を相談員として派遣しています。

将来にわたり安定継続的に都内の自治体のマンション施策の推進協力に対応していくため、一人でも多くの当士会の会員が求められています。

「マンション管理士の業務活動に対する支援」とは、会員を対象とした研修、会報の発行、各種専門委員会や研究会の運営を通じた会員の交流のほか、管理組合の依頼に応じた会員マンション管理士の紹介などの事業になります。

また、その事業の範囲は、日管連が事業主体となる「国土交通省補助事業」や「マンション管理適正化診断サービス」にも及びます。

いずれの事業の推進についても、マンションが最も多い東京都にあって、当士会の会員マンション管理士の担当件数が全国で最も多く、新たな担い手となる多くの会員が求められます。

そのほか、日管連の会員会に所属しているマンション管理士のみが加入することができる「マンション管理士賠償責任保険」や、管理組合に安心してマンション管理士を第三者管理者や役員として活用してもらうための「管理組合損害補償金給付制度」を利用できることは、マンション管理士としての業務展開上の確実な優位性につながります。

マンション管理士としてデビューされる皆様におかれましては、ぜひ当士会の会員となられ、マンション管理士制度の知名度向上の一翼を担っていただくとともに、当士会が有するノウハウや諸制度をマンション管理士としての業務展開に役立てていただきたいと思っております。

なお、恒例の入会説明会については、本年も3月から9月頃にかけて感染防止対策の下に毎月開催する予定です。参加を希望される皆様は、このホームページ上の開催情報に留意され、専用フォームからお申し込み下さい。

皆様の当士会へのご入会を心よりお待ちしております。

2021年1月15日

#### <事務局より> ■2021年の入会説明会について

本年の開催日程について多くのお問い合わせをいただいていることを受け、上記にかかわらず、2月からの開催を予定いたしました。

詳しくは、[こちら](#)をご覧ください。